

**西南濃粗大廃棄物処理組合**  
**情報セキュリティ基本方針**

令和 7 年 1 月

西南濃粗大廃棄物処理組合



# 1 趣旨

西南濃粗大廃棄物処理組合情報セキュリティ基本方針（以下「セキュリティポリシー」という。）は、情報セキュリティに関する統一的かつ基本的な方針として、西南濃粗大廃棄物処理組合（以下「組合」という。）、組合議会、監査委員における情報セキュリティ対策に対する根本的な考え方及び取り組み姿勢を示すものである。

# 2 定義

セキュリティポリシーにおいて使用する用語を以下のとおり定義する。

## （1）情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性、可用性を維持すること

## （2）情報セキュリティポリシー

本基本方針及び別途定める規程として定めたもの

## （3）機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保すること

## （4）完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保すること

## （5）可用性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、必要な時に中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保すること

## （6）情報システム

ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、記録媒体等で構成されるものであって、これら全体で業務処理を行うもの

## （7）情報資産

紙、電磁媒体等の記録媒体に記録されたすべての情報及び情報システムの総称

## （8）特定個人情報等

組合の取り扱う個人番号及び特定個人情報

### **3 対象とする脅威**

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃等のサイバー攻撃
- (2) 部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (3) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、マネジメントの欠陥
- (4) 機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (5) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (6) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (7) 電力供給の途絶、通信の途絶等のインフラ障害からの波及等

### **4 対象範囲**

情報セキュリティポリシーの対象範囲は、次のとおりとする。

#### **(1) 組織の範囲**

組合及び組合議会、監査委員の情報資産を利用する全ての組織及び団体（以下「対象組織」という。）

#### **(2) 人の範囲**

対象組織の職員及び当該組織の業務に携わる全ての者（以下「職員等」という。）

#### **(3) 情報資産の範囲**

対象組織で保有する情報資産

### **5 職員等の責務**

職員等は情報セキュリティの重要性を認識し、業務の遂行に当たってセキュリティポリシー及び関連する法令等を遵守しなければならないものとする。

## **6 情報セキュリティ対策の実施**

3に規定する脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

### **(1) 情報セキュリティ管理体制の整備**

所長を情報セキュリティ責任者とし、責任者のもとに情報セキュリティの管理を実施する体制を整備し、管理責任の所在を明確にする。

### **(2) 情報資産の明確化**

情報セキュリティ対策を確実及び有効にするために、情報資産を明らかにする。

### **(3) 人的セキュリティ対策**

情報セキュリティに関する権限と責任を定めるとともに、職員等にセキュリティポリシーの内容を周知徹底するなど、十分な教育及び啓発を行うための必要な対策を講じる。

### **(4) 物理的セキュリティ対策**

情報システムを設置する場所への不正な立ち入り、情報資産への危害及び妨害等から保護するために物理的な対策を講じる。

### **(5) 技術的セキュリティ対策**

情報資産を外部からの不正なアクセス等から適切に保護するため、情報資産へのアクセス制御、ネットワーク管理、コンピュータウイルス対策等の技術的な対策を講じる。

### **(6) 運用に関するセキュリティ対策**

情報システムの監視及びセキュリティポリシー遵守状況の確認等の運用面における必要な対策を行うとともに、緊急事態が発生した際に迅速な対応を行うための危機管理対策を講じる。

## **7 評価及び見直しの実施**

定期的に情報セキュリティ対策の評価を行うとともに、情報システムの変更、新たな脅威の発生など情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応するために、セキュリティポリシー及び情報セキュリティ対策等の見直しを適宜実施する。

## **8 情報セキュリティ対策関連規程の整備**

情報セキュリティ対策を講じるに当たり遵守すべき事項を体系的かつ効果的に管理するため、以下に示す規程を整備する。なお、当該規程は、公にすることにより組合の行政運営に重大な支障を及ぼす恐れがあることから非公開とする。

### **(1) 情報セキュリティ管理体制・情報資産規定**

基本方針に基づき、情報セキュリティの有効性を維持するための運営・管理体制及び対象となる情報資産を明確にすることで、各種判断等の基準を示すもの。

### **(2) 情報セキュリティ対策規定**

人的・物理的・技術的・運用別にセキュリティ対策を分け、どのような対策を講じなければならないかを示すもの。

## **9 違反に対する対応**

セキュリティポリシーに違反した者に対しては、その重大性に応じて地方公務員法その他関係法令に基づく厳正な対応を行う。

## **10 委任**

この方針に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。